

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

山梨県の北西部に位置する北杜市は、北は八ヶ岳連峰、西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプス、東は茅ヶ岳、北東は金峰山、瑞牆山などの日本を代表する美しい山岳景観に囲まれている。そして、清らかで豊富な水資源、高原性の気候、日本で有数の日照時間の長さに加え、歴史的な町並みや滞在型温泉地、高原リゾート地など、豊かな資源に恵まれた地域である。

また、中央自動車道須玉 IC のほか 2 つの IC に加え、国道 20 号線及び国道 141 号線といった交通幹線が通り、首都圏から約 2 時間での移動が可能であり、さらには、静岡県側の中部横断自動車道が開通したことから、東京圏に加え東海地方からのアクセスが大幅に向上した。

本市の人口（2020 年国勢調査、出展：総務省）は、1980 年以降は増加傾向にあったが、2010 年に減少に転じ、2020 年には 44,053 人となっている。年齢 3 区分別では、15 歳未満の年少人口は、1980 年の 8,619 人から 2020 年は 4,257 人と半減している。15 歳～64 歳の生産年齢人口は、1980 年の 28,303 人から横ばいで推移してきたが、2010 年に減少に転じ、2020 年は 22,112 人にまで減少している。一方、65 歳以上の老年人口は、1980 年は 7,398 人であったが、2020 年は 17,619 人まで増加しており、全人口の 40.0% を占めるまで高齢化が進展している。

次に、本市の産業構造を産業分類から見ると、2018 年「地域経済循環分析（出典：環境省）」によると、第 2 次産業は 1,141 億円であり最も多く、経済をけん引している基盤産業として、農業及び食料品製造業、窯業・土石製品製造業、はん用・生産用・業務用機械製造業、建設業、宿泊・飲食サービス業などが該当する。これらの基盤産業を重点的に振興していくことが、地域経済の振興と雇用を確保していくうえで重要である。

また、農業、食料品製造業、宿泊・飲食サービス業などの観光関連産業については、地域内においても連携できる可能性のある産業群であるため、地域内取引をより一層活発化させるとともに、ブランド化を図ることで、経済効果を高めていくことが求められている。

さらに、本市の産業は、中小・零細規模の事業者によって支えられていることから、本市独自の中小企業者支援策である「海外販路開拓支援事業補助金」や「創業促進支援事業補助金」等の補助制度を創設し、地域の中小企業者等の競争力を高めるとともに、新たな産業を創出する事業に対し、支援策を講じてきたところである。しかし、少子高齢化の進展、地域産業の担い手や後継者不足、働き方改革への対応という中小企業者等を取り巻く環境が厳しさを増していることが課題となっている。

本市の産業を支える中小企業者等が、これらの課題を克服していくためには、円

山梨県北杜市

滑な事業承継の促進や、新たな設備投資による労働生産性の向上など、中小企業者等の安定的な経営基盤の強化を図る施策を推進していくことが求められる。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本地域の経済の発展を目指す。これを実現するための目標として、本計画期間内における先端設備等導入基本計画の認定目標を10件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業をはじめ、農業、サービス業など多岐にわたる産業が盛んな地域であるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光発電設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自ら電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、2004年に7町村が合併し、その後、2006年に1町と合併し、総面積約602km²と山梨県で最も広い面積を有する市である。合併前の旧8町村において、多種多様な産業が発展してきた歴史的背景から、市内全域にわたり産業が分布している状況にあるため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業をはじめ、農業、宿泊業、飲食サービス業、小売業など多様な業種の産業が本市の経済を支えている。特に、製造業においては、生産用機械器具、電気機械器具等を中心に世界に誇る技術を有したものづくり企業が多く立地しているほか、豊富な地下水や農産物等の地域資源を活用し、酒類、菓子、ミネラルウォーター等を製造する飲料・食料品製造企業が多いという特徴があり、経済に加え、雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。従

って、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、業務プロセスの自動化の推進、デジタル技術の導入による業務の効率化、脱炭素並びに省エネの推進、海外市場を見据えた販路開拓など多様である。従って、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、中小企業者が行う全ての事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。